

【各論 1 1 項目目】

実施しようとするすべての研究について、それを独立行政法人の常勤職員という身分の保持者のみがなしうると判断するのか否か、そのように判断するのであれば、そうでない者が同様の事を行うことによってどのような弊害が想定されると考えるのかについて、具体的に教示されたい。

- (1) 情報通信研究機構においては、情報通信分野の発展を支える情報通信技術の研究開発のうち、基礎的でリスクの高いものやいわゆるデスバレーの克服に必要となる実用化まで長時間・高負担を要するものなど、基礎研究及び応用研究を中心に、民間企業において実施を期待することが困難である次世代の発展基盤となる技術の研究開発について取り組んでいる。これらの研究開発は、中長期的視点から遂行することが求められることから、そのような研究開発に関する高い知見と実績を有する情報通信研究機構の職員が取り組む必要があると考えている。
- (2) なお、情報通信研究機構の研究は中期目標に基づき行われるものであり、個々のプロジェクトの研究内容・目標により、実現のための体制は異なるものになり得る。また、情報通信研究機構が自ら研究開発を行う場合でも、民間企業や大学等の外部の研究機関の研究者を活用することが適切と判断した場合には、期限を定めて非常勤職員といったかたちで採用し、より高い研究成果の創出に取り組んでいるところである。
- (3) 一方、近年の民間企業における情報通信技術の研究開発活動はＮＴＴの民営化や再編成等に伴い縮小傾向にあるほか、新しい製品やサービスの導入に向けた開発研究など短期的に収益に結びつく研究開発が中心となっており、情報通信研究機構が実施している研究開発について、民間企業において安定的かつ継続的に行うことは想定し難い。
したがって、情報通信研究機構の職員が引き続き情報通信技術の研究開発を実施しないとした場合には、次世代の発展基盤となる情報通信技術の研究開発の停滞を招き、情報通信分野における我が国の国際競争力低下を招くおそれがある。